平成２７年（フ）第９６１１号
東京都武蔵村山市三ツ藤２丁目32―10
破産者　碇谷　康幸
1　決定年月日　平成28年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９６２６号
東京都千代田区岩本町２丁目14番３号　三貴ビル５階501号室
破産者　株式会社ＮＲＳ
1　決定年月日　平成28年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９６２７号
埼玉県新座市池田４丁目１―13　ソレイユＢ202
破産者　西垣　廣樹
1　決定年月日　平成28年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９６３０号
埼玉県越谷市北越谷１丁目22番19号
破産者　物語工房有限会社
1　決定年月日　平成28年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９６３１号
東京都板橋区高島平２丁目15―11―101　近藤方
破産者　須田さとみ（旧姓近藤）
1　決定年月日　平成28年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９６４５号
東京都港区西麻布３丁目17番40号
破産者　ティエムアンドアソシエイツ有限会社
1　決定年月日　平成28年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９６４６号
東京都港区西麻布３丁目13―13―401
破産者　森　　健
1　決定年月日　平成28年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９６５６号
神奈川県横浜市瀬谷区北町30―62
破産者　ティーエスケー株式会社
1　決定年月日　平成28年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９６５８号
東京都目黒区自由が丘１丁目２－７－102
破産者　浅野千枝子
1　決定年月日　平成28年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９６５９号
東京都港区浜松町１丁目21番５号
破産者　トラスト739株式会社
1　決定年月日　平成28年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９６８４号
東京都大田区大森東１丁目25－３－102、商業登記簿上の本店所在地東京都大田区大森本町２丁目４番20―1102号
破産者　有限会社プランニングオフィスオール
1　決定年月日　平成28年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９６８５号
東京都大田区大森東１丁目25―３―102
破産者　栗城　正哲
1　決定年月日　平成28年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９７０９号
神奈川県川崎市宮前区土橋２丁目６番地15
破産者　株式会社グリームネット
1　決定年月日　平成28年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９７１０号
東京都北区滝野川１丁目39―２―302
破産者　鈴木　　勉
1　決定年月日　平成28年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９７１２号
東京都板橋区高島平３丁目10―１―1237
破産者　田澤　　彰
1　決定年月日　平成28年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９７３８号
東京都大田区大森南５丁目３番10号
破産者　有限会社フォト・アート
1　決定年月日　平成28年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９７３９号
東京都大田区大森南２－７－15、住民票上の住所神奈川県川崎市川崎区大師駅前１丁目17―17―608
破産者　野口　正已
1　決定年月日　平成28年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９７５８号
東京都練馬区富士見台２丁目41番３号
破産者　有限会社ＣｌｅｖｅｒＷａｖｅ
1　決定年月日　平成28年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９７５９号
東京都練馬区三原台３丁目13―37―203
破産者　岸波　賢樹
1　決定年月日　平成28年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９７６９号
東京都港区赤坂２丁目19番２号
破産者　株式会社フリップフラップ
1　決定年月日　平成28年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９７７０号
愛知県豊橋市八町通５―39　ＪＩＮＡ東海３階、住民票上の住所東京都江東区木場３丁目７－10―601
破産者　冨田　宏樹
1　決定年月日　平成28年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部